

○鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化による就学に関する要綱

平成27年 6 月22日教委告示第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校規模の適正化を目的として、鈴鹿市立学校（鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例（昭和39年鈴鹿市条例第34号）第 1 条に規定する小学校及び中学校をいう。以下同じ。）の通学区域の弾力化による就学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通学区域の弾力化 弾力化対象校に就学の指定を受けた児童又は生徒について、その保護者の申立により、その就学の指定を受けた学校を弾力化受入校へ変更することをいう。
- (2) 弾力化対象校 鈴鹿市立学校のうち、過大規模校（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律による学級編制で31以上の学級を有する学校をいう。以下同じ。）、将来推計に基づき過大規模校となる可能性がある学校及び鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が過大規模校に準じると認めた学校のうち教育委員会が指定する学校をいう。
- (3) 弾力化受入校 通学区域の弾力化により就学の指定を変更する学校として、教育委員会が指定する学校をいう。
- (4) 小学区 小学校の通学区域をいう。
- (5) 指定中学校 就学等に関する規則（昭和33年鈴鹿市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第 4 条本文の規定により、弾力化受入校の小学区を通学区域として指定する中学校をいう。

(弾力化対象校)

第 3 条 弾力化対象校は、次の表のとおりとする。

弾力化対象校	鈴鹿市立旭が丘小学校 鈴鹿市立白子中学校
--------	----------------------

(弾力化受入校)

第 4 条 前条の弾力化対象校のうち教育委員会が指定する小学校の弾力化受入校は、次の表に掲げるとおりとする。

弾力化対象校	弾力化受入校
鈴鹿市立旭が丘小学校	鈴鹿市立玉垣小学校、鈴鹿市立愛宕小学校又は鈴鹿市立白子小学校

2 前条の弾力化対象校のうち教育委員会が指定する中学校の弾力化受入校は、次の表の中欄に掲げる就学する生徒が居住する小学区の区分ごとに、同表の右欄に掲げる学校とする。

弾力化対象校	就学する生徒が居住する小学区	弾力化受入校
鈴鹿市立白子中学校	鈴鹿市立旭が丘小学区	鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校又は鈴鹿市立千代崎中学校
	鈴鹿市立稲生小学区	鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校、鈴鹿市立天栄中学校又は鈴鹿市立創徳中学校
	鈴鹿市立桜島小学区	鈴鹿市立千代崎中学校又は鈴鹿市立創徳中学校

(中学校の指定)

第 5 条 通学区域の弾力化により弾力化受入校を卒業した児童は、次の表の中欄に掲げる弾力化受入校の区分ごとに、同表の右欄に掲げる指定中学校へ入学するものとする。

弾力化対象校	弾力化受入校	指定中学校
鈴鹿市立旭が丘小学校	鈴鹿市立玉垣小学校	鈴鹿市立千代崎中学校
	鈴鹿市立愛宕小学校	鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校又は鈴鹿市立千代崎中学校
	鈴鹿市立白子小学校	鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校

(対象者及び入学期日)

第 6 条 通学区域の弾力化による就学の対象者は次の 4 月 1 日に 1 年生となる児童又は生徒とする。

2 弾力化受入校への入学期日は、1年生として入学する年の4月1日を原則とする。

3 前2項にかかわらず、教育委員会が認めた場合はこの限りでない。

(定員等)

第7条 通学区域の弾力化により入学できる児童又は生徒の数は、この要綱の規定により入学を希望する児童又は生徒以外の就学予定者数を勘案し、教育委員会が毎年度定める。

(就学の条件)

第8条 通学区域の弾力化による就学の条件は、次に掲げる事項を全て満たす場合とする。

(1) 弾力化受入校への就学を希望する児童又は生徒が現に弾力化対象校の通学区域に在住し、又は第6条第2項に規定する入学の期日までに、弾力化対象校の通学区域に転入又は転居する見込みがあること。

(2) 居住地から弾力化受入校までの距離が、小学校では直線2キロメートル以内、中学校では直線6キロメートル以内であること。

(3) 保護者の負担及び責任において、児童又は生徒を通学させることが可能なこと。

(4) 卒業まで就学する見込みがあること。また、第4条第1項に規定する弾力化受入校へ就学した場合、卒業後は第5条に規定する指定中学校へ入学することについて承諾していること。

(5) 弾力化受入校の教育活動等に協力すること。

(就学の申請)

第9条 弾力化受入校への就学を希望する児童又は生徒の保護者（以下「申請者」という。）は、弾力化受入校就学希望申請書（第1号様式）を教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第10条 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、弾力化受入校の就学の可否について決定し、その結果を弾力化受入校就学承認通知書（第2号様式）又は弾力化受入校就学不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第11条 教育委員会は、前条の規定により弾力化受入校への入学の承認を通知した後、当該承認をした児童又は生徒について、第8条の就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消すときは、弾力化受入校就学承認取消通知書（第4号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(指定中学校の届出)

第12条 通学区域の弾力化により愛宕小学校に就学する児童の保護者は、教育委員会が指定する日までに、指定中学校就学届（第5号様式）により、鈴鹿市立鼓ヶ浦中学校又は鈴鹿市立千代崎中学校のうちから1校を選択し、教育委員会へ届け出るものとする。

(就学校の変更)

第13条 弾力化受入校に就学している児童又は生徒が当該学校への就学が困難となった場合は、当該児童又は生徒の保護者は、弾力化受入校の校長と協議の上、就学校変更届出書（第6号様式）を教育委員会へ提出するものとする。

2 前項の規定による届出があったときは、規則第4条本文の規定により指定された学校に就学するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日教委告示第1号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月25日教委告示第1号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。